

令和6年5月30日提出

令和6年第2回

小金井市議会定例会議案

議 長 報 告

1 第62回東京都市議会議員研修会

令和6年2月5日（月）午後2時府中の森芸術劇場において開催された。

- (1) 会長挨拶、会長市市長挨拶に続いて、研修会が行われた。
- (2) 研修会では、「今後の自治体の課題と議会に期待される役割」と題して、法政大学総長法学部教授廣瀬克哉氏の講演が行われた。

2 東京都市議会議長会定例総会

令和6年2月13日（火）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第178回社会文教委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第162回地方財政委員会の会議結果について

エ 全国市議会議長会第178回産業経済委員会の会議結果について

オ 全国市議会議長会 部会長の補欠選任結果について

カ 全国市議会議長会 副会長の補欠選任結果について

キ 関東市議会議長会第2回支部長会議の会議結果について

ク 第244回東京都都市計画審議会の会議結果について

ケ 全国市議会議長会第234回理事会・第116回評議員会合同会議の会議結果について

(2) 協議事項

ア 関東市議会議長会第90回定期総会で審議する都県提出議案について

イ 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について

ウ 北京市訪問割振表について

3 東京都市議会議長会臨時総会

令和6年4月17日（水）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第179回社会文教委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第179回産業経済委員会の会議結果について

エ 令和6年第1回東京市町村総合事務組合議会定例会の会議結果について

オ 全国市議会議長会第163回地方財政委員会の会議結果について

カ 全国市議会議長会第235回理事会・第117回評議員会合同会議の書面議決結果について

キ 東京都区市町村振興協会令和5年度第2回臨時評議員会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 令和5年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

4 関東市議会議長会定例総会について

令和6年4月25日（木）ロイヤルパインズホテル浦和において開催された。

会議の概要は、次の協議事項及び報告事項を承認した。

(1) 協議

ア 議案

- ・ 令和5年度関東市議会議長会歳入歳出決算
- ・ 令和6年度関東市議会議長会歳入歳出予算
- ・ 認知症との共生社会の実現を目指した支援措置について
- ・ 学校給食費の完全無償化について
- ・ 原油価格・物価高騰への対策について
- ・ 有機フッ素化合物 PFAS による汚染の原因究明と迅速な対策等を求める意見書

イ 役員改選

- ・ 会長 那須塩原市
- ・ 副会長 国分寺市、水戸市、笛吹市
- ・ 監事市 海老名市、みどり市

ウ 相談役委嘱

エ 次期総会開催市決定

オ 全国市議会議長会等役員及び委員について

(2) 報告

ア 会務報告等

- ・ 会務報告
- ・ 慶弔規程に基づく支出報告
- ・ 議長の異動について

イ 諸報告（全国市議会議長会委員会等活動報告）

一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 村山ひでき議員 小林正樹議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 五十嵐京子議員 たゆ久貴議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 片山かおる議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

6 浅川清流環境組合議会

選出議員 吹春やすたか議員 岸田正義議員 水谷たかこ議員 坂井えつ子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和6年1月31日から令和6年5月9日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

令和6年2月15日（木） 令和6年第1回定例会

2 会議の概要

令和6年2月15日（木） 令和6年第1回定例会

行政報告2件及び議案5件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 令和5年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について
 - 2 令和5年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況について
- 以上2件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第1号 昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

議案第2号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例

議案第3号 令和5年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和6年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

議案第5号 令和6年度昭和病院企業団病院事業会計予算

以上5件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和6年2月9日（金） 令和6年第1回定例会

2 会議の概要

令和6年2月9日（金） 令和6年第1回定例会

議案2件を審議した。

議案第1号 令和6年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について

議案第2号 令和6年度湖南衛生組合歳入歳出予算

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和6年2月21日（水） 令和6年第1回定例会

2 会議の概要

令和6年2月21日（水） 令和6年第1回定例会

議案6件を審議した。

議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

慎重審議の結果、承認することと決定した。

議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の定年等に関する条例

議案第3号 東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

議案第6号 令和6年度東京たま広域資源循環組合負担金

以上5件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

- (1) 令和6年2月 2日（金） 令和6年第1回定例会
- (2) 令和6年3月28日（木） 令和6年第1回臨時会

2 会議の概要

- (1) 令和6年2月2日（金） 令和6年第1回定例会

議案4件を審議した。

第1号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

小山高義氏（青梅市副市長）を選任することに同意した。

第2号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第3号議案 令和5年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算(第2号)

第4号議案 令和6年度東京都十一市競輪事業組合一般会計予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

- (2) 令和6年3月28日（木） 令和6年第1回臨時会

議案2件を審議した。

第5号議案 令和5年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算(第3号)

第6号議案 令和5年度東京都十一市競輪事業組合収益金配分

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

- (1) 令和6年2月 2日（金） 令和6年第1回定例会
- (2) 令和6年3月28日（木） 令和6年第1回臨時会

2 会議の概要

- (1) 令和6年2月2日（金） 令和6年第1回定例会

議案3件を審議した。

第1号議案 東京都六市競艇事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号議案 令和5年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

第3号議案 令和6年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

- (2) 令和6年3月28日（木） 令和6年第1回臨時会

議案4件を審議した。

第4号議案 令和5年度東京都六市競艇事業組合利益配分について

第5号議案 東京都六市競艇事業組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第6号議案 令和5年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

第7号議案 令和6年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和6年2月7日（水） 令和6年第1回定例会

2 会議の概要

令和6年2月7日（水） 令和6年第1回定例会

議案2件を審議した。

議案第1号 令和6年度浅川清流環境組合一般会計予算

議案第2号 令和6年度浅川清流環境組合構成団体負担金について

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(写)

小 議 発 第 3 1 号

令和6年5月23日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

宮 下 誠

令和6年第2回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

報告第3号 小金井市土地開発公社の経営状況について

報告第4号 令和5年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

報告第5号 令和5年度小金井市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第6号 令和5年度小金井市情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について

専 第 1 号 専決処分の報告及び承認について

(小金井市市税条例の一部を改正する条例)

専 第 2 号 専決処分の報告及び承認について

(小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例)

議案第32号 令和6年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

議案第34号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

議案第35号 小金井市市税条例の一部を改正する条例

議案第36号 小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第37号 小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

報告第3号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

令和6年5月30日提出

小金井市長 白 井 亨

小金井市土地開発公社の経営状況について

令和5年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書

令和5年度小金井市土地開発公社事業報告書

1 事業概要

令和5年度におきましては、当初の予定を一部変更し、都市計画道路3・4・8号線の事業用地取得をいたしました。

また、都市計画道路3・4・8号線事業用地の一部を処分いたしました。

今後とも小金井市の施策に沿って、公共用地の確保に努め、市民生活の向上に寄与する所存でありますので、関係各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

令和6年4月

小金井市土地開発公社

2 庶務に関する事項

(1) 理事会

開催日	回数	番 号	件 名
令和5年 4月3日	1		小金井市土地開発公社理事長の互選について
			小金井市土地開発公社常任理事の互選について
5月2日	2	議案第1号	令和4年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		議案第2号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
5月23日	3	議案第3号	小金井市土地開発公社評議員会評議員の推薦について
7月26日	4	議案第4号	令和5年度小金井市土地開発公社変更事業計画について
		議案第5号	令和5年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算について
		議案第6号	令和5年度小金井市土地開発公社変更資金計画について
		議案第7号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		議案第8号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
令和6年 2月13日	5	議案第9号	令和6年度小金井市土地開発公社事業計画
		議案第10号	令和6年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		議案第11号	令和6年度小金井市土地開発公社資金計画

(2) 評議員会

開催日	回数	番 号	件 名
令和5年 4月27日	1	諮問第1号	令和4年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		諮問第2号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
7月19日	2	諮問第3号	令和5年度小金井市土地開発公社変更事業計画について
		諮問第4号	令和5年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算について
		諮問第5号	令和5年度小金井市土地開発公社変更資金計画について
		諮問第6号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		諮問第7号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
令和6年 2月8日	3	諮問第8号	令和6年度小金井市土地開発公社事業計画
		諮問第9号	令和6年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		諮問第10号	令和6年度小金井市土地開発公社資金計画

3 事業実績

(1) 資産（土地）の取得

	区 分	内 容
1	事 業 名	都市計画道路 3・4・8 号線事業用地
	土地の表示	梶野町一丁目地内
	契約年月日	令和 5 年 8 月 1 日

(2) 資産（土地）の処分

	区 分	内 容
1	事 業 名	都市計画道路 3・4・8 号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	令和 5 年 6 月 1 日

令和5年度小金井市土地開発公社決算報告書

令和5年度 損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1	事業収益		
(1)	公有地取得事業収益		
	公有用地売却収益	93,189,632	93,189,632
2	事業原価		
(1)	公有地取得事業原価		
	公有用地売却原価	92,067,729	92,067,729
	事業総利益		1,121,903
3	販売費及び一般管理費		
(1)	販売費及び一般管理費		
	報酬	460,000	
	需用費	87,976	
	役務費	141,555	
	委託料	631,933	
	使用料及び賃借料	430,320	
	公租公課	70,000	1,821,784
	事業利益		△699,881
4	事業外収益		
(1)	受取利息		
	受取利息	393	
(2)	雑収益		
	雑収益	2,517,436	
	事業外収益合計		2,517,829
5	事業外費用		
(1)	支払利息		
	支払利息	1,817,555	1,817,555
	経常利益		393
	当年度純利益		393

令和5年度 剰余金計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

利 益 剰 余 金 の 部		
1 未処分利益剰余金		
(1) 前年度繰越準備金	<u>625,441,019</u>	
(2) 当年度純利益	<u>393</u>	
当年度未処分利益剰余金		<u><u>625,441,412</u></u>

令和5年度 剰余金処分計算書
(令和6年3月31日)

(単位：円)

1 当年度未処分利益剰余金	<u>625,441,412</u>	
2 利益剰余金処分額	<u>0</u>	
翌年度繰越準備金		<u><u>625,441,412</u></u>

令和5年度 財産目録
(令和6年3月31日)

(単位：円)

1	資産の部		
(1)	普通預金	<u>2,044,951</u>	
(2)	定期預金	<u>5,000,000</u>	
(3)	公有用地	<u>782,759,202</u>	
	資産の部合計		<u><u>789,804,153</u></u>
2	負債の部		
(1)	短期借入金	<u>159,362,741</u>	
(2)	長期借入金	<u>0</u>	
	負債の部合計		<u><u>159,362,741</u></u>

令和5年度 貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：円)

(資 産 の 部)		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金		
ア 普通預金	2,044,951	
イ 定期預金	<u>5,000,000</u>	<u>7,044,951</u>
(2) 公有用地		
公有用地	<u>782,759,202</u>	
流 動 資 産 合 計		<u>789,804,153</u>
資 産 合 計		<u><u>789,804,153</u></u>

令和5年度 貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：円)

(負 債 の 部)

1 流動負債

(1) 短期借入金 159,362,741

流 動 負 債 合 計 159,362,741

負 債 合 計 159,362,741

(資 本 の 部)

1 資本金

(1) 基本財産

小金井市出資金 5,000,000

資 本 金 合 計 5,000,000

2 準備金

(1) 前期繰越準備金 625,441,019

(2) 当年度純利益 393

準 備 金 合 計 625,441,412

資 本 合 計 630,441,412

負 債 資 本 合 計 789,804,153

令和5年度 キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

I	事業活動によるキャッシュ・フロー	
	公有地取得事業収入	93,189,632
	その他事業収入	0
	補助金等収入	2,517,436
	公有地取得事業支出	△112,199,774
	その他事業支出	0
	人件費支出	△460,000
	その他の業務支出	△1,361,784
	小 計	<u>△18,314,490</u>
	利息の受取額	393
	利息の支払額	<u>△1,817,555</u>
	事業活動によるキャッシュ・フロー	<u><u>△20,131,652</u></u>
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u><u>0</u></u>
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入れによる収入	112,199,774
	短期借入金の返済による支出	△92,067,729
	長期借入れによる収入	0
	長期借入金の返済による支出	<u>0</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u><u>20,132,045</u></u>
IV	現金及び現金同等物増加額	<u><u>393</u></u>
V	現金及び現金同等物期首残高	<u><u>2,044,558</u></u>
VI	現金及び現金同等物期末残高	<u><u>2,044,951</u></u>

令和5年度小金井市土地開発公社監査報告書

小金井市土地開発公社定款第7条第4項の規定に基づき、令和5年度決算監査を行った結果を次のとおり報告する。

記

1 監査の期日 令和6年4月10日(水)

2 監査の対象期間 自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

3 監査事項 決算報告及び関係書類

4 監査結果と概要

公社の財務・業務・会計及び現金・物品・出納に関しては、適正に行われていると判断される。

関係諸帳簿の記帳状況及び証拠書類の整備状況も適正であると認めた。

令和6年4月10日

監事 深草 智子 

監事 高橋 美月 

理事長 神山 伸一様

(様式第1号)

現金及び預金明細表

令和6年3月31日

科目	種類	金額 (円)	摘要
現金		0	
預金	普通	2,044,951	
	定期	5,000,000	
合計		7,044,951	

(様式第2号)

公 有 用 地 明 細 表

令和6年3月31日

資 産 区 分	期 首 残 高		当 期 増 加 高		当 期 減 少 高		期 末 残 高		摘 要
	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	
東小金井駅北口まちづくり事業用地	2,486.74	576,671,770	0.00	0	0.00	0	2,486.74	576,671,770	区画整理事業の進捗に伴った処分を予定
都市計画道路3・4・8号線事業用地	210.99	185,955,387	154.88	112,199,774	44.76	92,067,729	321.11	206,087,432	令和6年度～令和8年度に処分予定
合 計	2,697.73	762,627,157	154.88	112,199,774	44.76	92,067,729	2,807.85	782,759,202	

(様式第16号)

短期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

令和6年3月31日

借入先	利率 (%)	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	備考
みずほ銀行	1.475	139,230,696	112,199,774	92,067,729	159,362,741	
合 計		139,230,696	112,199,774	92,067,729	159,362,741	

(2) 事業別借入状況

令和6年3月31日

事業名	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	備考
都市計画道路3・4・8号線事業用地	139,230,696	112,199,774	92,067,729	159,362,741	
合 計	139,230,696	112,199,774	92,067,729	159,362,741	

(様式第18号)

資 本 金 明 細 表

令和6年3月31日

区 分	出 資 団 体 名	出 資 額 (円)	摘 要
基 本 財 産	小 金 井 市	5,000,000	

(様式第20号)

事 業 収 益 明 細 表

令和6年3月31日

科 目		金 額 (円)	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	93,189,632	
合 計		93,189,632	

(様式第21号)

事 業 原 価 明 細 表

令和6年3月31日

科 目		金 額 (円)	摘 要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	92,067,729	
合 計		92,067,729	

資料 1

令和5年度 収支決算報告書

収益の部

科 目			予 算 現 額		
款	項	節	当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	計 (A) (円)
1	事業収益		93,426,000	0	93,426,000
	1	公有地取得事業収益	93,426,000	0	93,426,000
		1 公有用地売却収益	93,426,000	0	93,426,000
2	借入金		0	112,200,000	112,200,000
	1	借入金	0	112,200,000	112,200,000
		1 短期借入金	0	112,200,000	112,200,000
3	事業外収益		7,586,000	0	7,586,000
	1	受取利息	2,000	0	2,000
		1 受取利息	2,000	0	2,000
	2	雑収益	7,584,000	0	7,584,000
		1 雑収益	7,584,000	0	7,584,000
合 計			101,012,000	112,200,000	213,212,000

令和6年3月31日

収入済額(B) (円)	(B) - (A) (円)	備 考
93,189,632	△236,368	都市計画道路3・4・8号線事業用地
93,189,632	△236,368	
93,189,632	△236,368	
112,199,774	△226	都市計画道路3・4・8号線事業用地
112,199,774	△226	
112,199,774	△226	
2,517,829	△5,068,171	普通預金利息及び定期預金利息 小金井市事務事業費補助金
393	△1,607	
393	△1,607	
2,517,436	△5,066,564	
2,517,436	△5,066,564	
207,907,235	△5,304,765	

費用の部

科 目			予 算 現 額			
款	項	節	当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	流用額 (円)	計 (A) (円)
1	事業費		0	65,242,000	0	65,242,000
	1	公有地取得事業費	0	65,242,000	0	65,242,000
		1 公有用地取得事業費	0	65,242,000	0	65,242,000
2	販売費及び一般管理費		6,887,000	0	0	6,887,000
	1	販売費及び一般管理費	6,887,000	0	0	6,887,000
		1 報酬	480,000	0	0	480,000
		2 需用費	58,000	30,000	0	88,000
		3 役務費	701,000	0	0	701,000
		4 委託料	5,141,000	△30,000	0	5,111,000
		5 使用料・賃借料	432,000	0	0	432,000
		6 負担金補助及び交付金	5,000	0	0	5,000
		7 公租公課	70,000	0	0	70,000
3	償還金		92,068,000	0	0	92,068,000
	1	借入金償還金	92,068,000	0	0	92,068,000
		1 借入元金	92,068,000	0	0	92,068,000
4	事業外費用		2,056,000	0	0	2,056,000
	1	支払利息	2,054,000	0	0	2,054,000
		1 支払利息	2,054,000	0	0	2,054,000
	2	積立金	2,000	0	0	2,000
		1 積立金	2,000	0	0	2,000
5	補償費		0	46,958,000	0	46,958,000
	1	補償費	0	46,958,000	0	46,958,000
		1 補償費	0	46,958,000	0	46,958,000
6	予備費		1,000	0	0	1,000
	1	予備費	1,000	0	0	1,000
		1 予備費	1,000	0	0	1,000
合 計			101,012,000	112,200,000	0	213,212,000

令和6年3月31日

支出済額(B) (円)	不 用 額 (A) - (B) (円)	備 考
65,241,899	101	都市計画道路 3・4・8 号線事業用地
65,241,899	101	
65,241,899	101	
1,821,784	5,065,216	評議員報酬 消耗品費等 不動産鑑定手数料等 仮杭設置等委託料等 パーソナルコンピュータ借上料等 公社連絡協議会負担金 法人都民税、法人市民税
1,821,784	5,065,216	
460,000	20,000	
87,976	24	
141,555	559,445	
631,933	4,479,067	
430,320	1,680	
0	5,000	
70,000	0	
92,067,729	271	都市計画道路 3・4・8 号線事業用地
92,067,729	271	
92,067,729	271	
1,817,948	238,052	都市計画道路 3・4・8 号線事業用地
1,817,555	236,445	
1,817,555	236,445	
393	1,607	
393	1,607	
46,957,875	125	都市計画道路 3・4・8 号線事業用地
46,957,875	125	
46,957,875	125	
0	1,000	
0	1,000	
0	1,000	
207,907,235	5,304,765	

資料 2

令和5年度 損益計算書明細書

令和6年3月31日

科 目	金額(円)	内 訳	
1 事業収益	93,189,632		
(1) 公有用地売却収益	93,189,632	都市計画道路3・4・8号線事業用地	93,189,632
2 事業原価	92,067,729		
(1) 公有用地売却原価	92,067,729	都市計画道路3・4・8号線事業用地	92,067,729
3 販売費及び一般管理費	1,821,784		
(1) 販売費及び一般管理費	1,821,784	報酬	460,000
		需用費	87,976
		役務費	141,555
		委託料	631,933
		使用料・賃借料	430,320
		公租公課	70,000
4 事業外収益	2,517,829		
(1) 受取利息	393		
(2) 雑収益	2,517,436	報酬	460,000
		需用費	87,976
		役務費	141,555
		委託料	631,933
		使用料・賃借料	430,320
		利子補給金	695,652
		公租公課	70,000
5 事業外費用	1,817,555		
(1) 支払利息	1,817,555	都市計画道路3・4・8号線事業用地	1,817,555

資料 3

令和5年度 貸借対照表明細表

令和6年3月31日 (単位:円)

(資産の部)			
1 流動資産			
(1) 現金及び預金	7,044,951	普通預金	2,044,951
		定期預金	5,000,000
(2) 公有用地	782,759,202	東小金井駅北口まちづくり事業用地	576,671,770
		都市計画道路3・4・8号線事業用地	206,087,432
資 産 合 計	789,804,153		
(負債の部)			
1 流動負債			
(1) 短期借入金	159,362,741	都市計画道路3・4・8号線事業用地	159,362,741
負 債 合 計	159,362,741		
(資本の部)			
1 資本金			
(1) 基本財産	5,000,000	小金井市出資金	5,000,000
2 準備金			
(1) 前期繰越準備金	625,441,019		625,441,019
(2) 当年度純利益	393		393
資 本 合 計	625,441,412		
負債資本合計	789,804,153		

報告第4号

令和5年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

令和5年度小金井市の一般会計予算のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づいて繰越明許費とした歳出予算の経費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり本市議会に報告する。

令和6年5月30日提出

小金井市長 白 井 亨

令和5年度小金井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
					国庫支出金	都支出金	都支出金	一般財源
2総務費	3戸籍住民基本 台帳費	戸籍情報システム修正委託料(社会 保障・税番号制度対応分)	4,840,000 円	4,840,000 円	0 円	4,840,000 円	0 円	0 円
3民生費	1社会福祉費	価格高騰重点支援給付金給付事業	1,082,630,000	438,368,912	0	438,368,912	0	0
4衛生費	1保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,883,000	2,816,654	1,160,280	1,656,374	0	0
8土木費	2道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件 補償費	30,000,000	25,209,000	0	0	25,209,000	0
合 計			1,120,353,000	471,234,566	1,160,280	444,865,286	25,209,000	0

令和5年度小金井市一般会計繰越明許費実績調書

その1									
款	項	事	業	名	翌年度 繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
2総務費	3戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム修正委託料(社会保障・税番号制度対応分)			円 4,840,000	円 4,840,000	富士フイルムシステムサービス(株)	令和6年3月29日から 令和7年3月31日まで	
その2									
款	項	事	業	名	翌年度 繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
3民生費	1社会福祉費	価格高騰重点支援給付金給付事業			円 438,368,912	円 47,895,650	アデコ(株)外	令和6年1月10日から 令和6年7月31日まで	
その3									
款	項	事	業	名	翌年度 繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
4衛生費	1保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業			円 2,816,654	円 17,674,405	(公社)日本医師会外	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	
その4									
款	項	事	業	名	翌年度 繰越額	補償金額	所在地	契約期間	備考
8土木費	2道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費			円 25,209,000	円 126,051,456	東町五丁目145番地1外	令和6年3月7日から 令和6年9月30日まで	建物所有者 建物賃借人

報告第4号資料2

繰越明許費の内訳について

1 戸籍情報システム修正委託料（社会保障・税番号制度対応分）

（単位：円）

款	項	科目名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2	3	戸籍情報システム修正委託料（社会保障・税番号制度対応分）	4,840,000	0	4,840,000	0
合計			4,840,000	0	4,840,000	0

2 価格高騰重点支援給付金給付事業

（単位：円）

款	項	科目名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3	1	消耗品費（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	69,028	0	69,028	0
3	1	郵便料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	2,536,000	0	2,536,000	0
3	1	電話料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	150,111	0	150,111	0
3	1	電話撤去手数料	23,000	0	23,000	0
3	1	価格高騰重点支援給付金給付事務委託料その2	15,964,673	0	15,964,673	0
3	1	価格高騰重点支援給付金給付事務委託料その3	7,371,100	0	7,371,100	0
3	1	価格高騰重点支援給付金支払通知書等作成等委託料	915,000	0	915,000	0
3	1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	411,340,000	0	411,340,000	0
合計			438,368,912	0	438,368,912	0

3 新型コロナウイルスワクチン接種事業

（単位：円）

款	項	科目名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
4	1	審査支払手数料	132,000	0	132,000	0
4	1	電話撤去手数料	63,030	0	63,030	0
4	1	新型コロナウイルスワクチン接種事業事務委託料	454,517	0	454,517	0
4	1	新型コロナウイルスワクチン接種データ入力・窓口委託料	471,017	0	471,017	0
4	1	新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料	1,160,280	1,160,280	0	0
4	1	医療用産業廃棄物処理委託料	264,000	0	264,000	0
4	1	産業廃棄物収集運搬処理委託料	158,950	0	158,950	0
4	1	ディープフリーザー撤去委託料	112,860	0	112,860	0
合計			2,816,654	1,160,280	1,656,374	0

4 都道134号線用地取得に伴う物件補償費

（単位：円）

款	項	科目名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	2	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	25,209,000	0	25,209,000	0
合計			25,209,000	0	25,209,000	0

報告第 5 号

令和 5 年度小金井市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 5 年度小金井市下水道事業会計予算繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

小金井市長 白 井 亨

令和5年度小金井市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内訳		不用額	説明
						損益勘定 留保資金			
1 資本的支出			円	円	円	円	円	円	
	1 建設改良費	都市計画道路管きよ 新設工事負担金	30,800,000	0	30,800,000	30,800,000	0	電柱等支障物移設の遅れにより工 事が遅延し、年度内の完了が困難 となったため。	
		合計	30,800,000	0	30,800,000	30,800,000	0		

報告第 6 号

令和 5 年度小金井市情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について

小金井市情報公開条例（平成 1 4 年条例第 3 1 号）第 2 0 条及び小金井市個人情報保護条例（令和 4 年条例第 3 1 号）第 1 0 条の規定に基づき、別紙のとおり本市議会に報告する。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

小金井市長 白 井 亨

令和５年度小金井市情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について

1 情報公開条例の実施状況

本条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視の下に公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

目的を実現するために、利用しやすい制度運用に努めました。

(1) 市政情報の公開の請求状況及びその処理状況

令和５年度における公開の請求は９５件あり、前年度に比べると３１件の減少となりました。

表１ 市政情報の実施機関別公開の請求件数及び決定内容 (単位：件)

実 施 機 関	公開請求 件 数	決 定 内 容					
		公 開	一 部 公 開	非公開	(うち不存在)	決定期間 延 長 中	存否応答 拒 否
市 長	70	42	30	23	(16)	0	2
教 育 委 員 会	30	6	22	5	(5)	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	(0)	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	(0)	0	0
農 業 委 員 会	1	1	0	0	(0)	0	0
固定資産評価審査 委 員 会	0	0	0	0	(0)	0	0
議 会	3	2	0	1	(1)	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	(0)	0	0
計	104	51	52	29	(22)	0	2

※ 請求書１枚で複数の市政情報の公開の請求ができるため、請求先の実施機関が複数となり、また１件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(2) 審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に不服がある場合は、不服申立て（審査請求）

をすることができます。

令和５年度の審査請求は、１件ありました。

(3) 情報提供の状況

情報提供は、多岐にわたり、市の財政状況や人口の統計、附属機関等の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

2 個人情報保護制度の運用状況

令和４年度まで小金井市の条例により、個人情報の取扱いがなされていましたが、個人情報を含めた情報のデジタル化を促進するために、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、令和５年４月１日から全国共通のルールとして一律に適用されることとなりました。

(1) 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱登録簿の作成状況

個人情報保護法第７５条により個人情報ファイル簿の作成、小金井市個人情報保護条例（令和４年条例第３１号）第３条により個人情報取扱登録簿の作成がそれぞれ義務付けられました。令和５年度に作成した個人情報ファイル簿は新規が８１件、個人情報取扱登録簿は新規が１２７件ありました。

表２ 個人情報ファイル簿の作成状況

（単位：件）

市の機関	年度の作成数		
	新規	変更	廃止
市長	75	—	—
教育委員会	5	—	—
選挙管理委員会	1	—	—
監査委員	0	—	—
農業委員会	0	—	—
固定資産評価審査委員会	0	—	—
計	81	—	—

表3 個人情報取扱登録簿の作成状況

(単位：件)

市の機関	年度内の作成数		
	新規	変更	廃止
市長	120	—	—
教育委員会	5	—	—
選挙管理委員会	2	—	—
監査委員	0	—	—
農業委員会	0	—	—
固定資産評価審査委員会	0	—	—
計	127	—	—

(2) 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用、提供の状況

保有個人情報は、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないとされていますが、法令に基づくもの、又は法令（条例を含む。）の定める所掌事務もしくは業務を遂行するため必要な場合に限るものとしてあらかじめ特定した利用目的以外の目的のために、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しない範囲で、本人の同意又は本人もしくは社会公共の利益がある場合は、目的外に利用し、又は提供をすることができるとされています。

令和5年度における保有個人情報の目的外利用、提供は、添付資料のとおり464件ありました。

(3) 保有特定個人情報の目的外利用、提供の状況

保有特定個人情報は、法令や条例に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用することとされていますが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り、利用が認められています。

令和5年度における保有特定個人情報の目的外利用等はありませんでした。

(4) 自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市が保有する自己を本人とする保有個人情報は、開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止をそれぞれ請求する権利が保障されています。

令和５年度における開示等の請求は、２９件ありました。

表４ 保有個人情報の市の機関別開示等の請求件数及び決定内容 (単位:件)

市の機関	開示等 請求 件数	決 定 内 容					
		開示	部分 開示	非開示	訂正（追加又は削除を 含む。）・利用停止	訂正（追加又は削除を含 む。）・利用停止せず	存否応答 拒 否
市長	29	16	8	6	0	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査 委員会	0	0	0	0	0	0	0
計	29	16	8	6	0	0	1

※ 請求書１枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、１件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(5) 審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができます。

令和５年度の審査請求は、１件ありました。

3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求及び自己に関する保有個人情報の開示等の請求に対する実施機関の決定について不服申立てがあった場合に、当該不服申立てを審査する第三者的救済機関として、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

令和５年度は、令和５年６月及び１１月に審査請求のあった２件について、諮問しました。

表 5 情報公開決定及び個人情報開示決定に対する審査請求の状況

事 件 番 号	処分 庁	原 処分	件 名	審 査 請 求 年月日	諮 問 年月日
令和 5 年度 第 1 号(情報 公開請求)	市 長	非公開 決 定	新庁舎建設設計における免震耐震接合部分の 設計図、シミュレーション結果、計算書類など 業者から提供された技術資料の全て	令和 5 年 6 月 2 日	令和 5 年 8 月 9 日
令和 5 年度 第 4 号(個人 情報開示請 求)	市 長	存 否 応 答 拒 否 決 定	本市職員を分限審査委員会に掛けるよう〇〇 課長に求めた事案の経過を知りたい	令和 5 年 1 1 月 6 日	令和 5 年 1 2 月 2 8 日

表 6 情報公開・個人情報保護審査会の答申等

事 件 番 号	処分 庁	原 処分	件 名	答 申 年月日等	原処分に対 する審査会 の 結 論
令和 2 年度 第 6 号(情報 公開請求)	市 長	非公開 決 定	リサイクル事務所内物品に関する環境部長の 答弁について市民から寄せられたクレームの 要望書	令和 6 年 1 月 3 0 日	妥当であ る。
令和 2 年度 第 7 号(情報 公開請求)	市 長	非公開 決 定	令和 2 年 1 1 月 2 8 日開催の二枚橋焼却場跡 地に建設予定の積替え保管設備建設工事説明 会の録音データ	令和 6 年 1 月 3 0 日	妥当であ る。
令和 2 年度 第 8 号(情報 公開請求)	市 長	非公開 決 定	リサイクル事業所残置物処理において残置物 のリサイクル可否等の意見を聞いたとする業 者等の鑑定書	令和 6 年 1 月 3 0 日	妥当であ る。
令和 3 年度 第 6 号(情報 公開請求)	市 長	非公開 決 定	(1) オール東京 6 2 市区町村共同事業「みどり 東京・温暖化防止プロジェクト」をとおして 提供される小金井市の C O 2 排出量算定に 使用されている資料の全て (2) 第 2 次小金井市地球温暖化対策地域推進 計画遂行にあたって小金井市排出 C O 2 量	令和 6 年 2 月 2 0 日	妥当であ る。

			算定に使用している数値、統計データ、統計処理の全てがわかるもの (3) 小金井市のCO2排出量算定において以下のデータの扱いについて書かれているもの ① 可燃ゴミ浅川（日野市）燃焼分のCO2量 ② オリックス資源循環で処理しているCO2量 ③ 草木回収物の小金井市域外移設分にかかるCO2量		
令和4年度 第1号(情報 公開請求)	市長	一部 公開 決定	一番最近の ① 「小金井市シルバー人材センター事業費補助金交付申請書」 ② 「補助事業計画書」	令和5年 8月3日 審査請求 取下げ	—
令和4年度 第2号(情報 公開請求)	市長	非公開 決定	第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画（冊子）の37頁にある温室効果ガス排出量の将来推計（表）中にある廃棄物部門の数値の積算根拠ならびに使用した統計データ、ソース等	令和6年 2月20日	妥当である。
令和4年度 第3号(情報 公開請求)及 び令和4年度 第4号(情報 公開請求)	市長	一部 公開 決定	(1) 不燃・粗大ゴミ積替え・保管施設運営管理委託契約に係る資料 (2) 小金井市不燃・粗大ゴミ積替え・保管施設運営管理委託プロポーザル審査委員会設置要領 (3) 不燃・粗大ゴミ積替え・保管施設運営管理委託に係るプロポーザル資料	令和6年 3月15日	理由付けの点で一部妥当ではないが、決定は妥当である。
令和4年度 第7号(情報 公開請求)	市長	一部 公開 決定	① 職員採用試験委託（令和3年4月2日起案）を随意契約した根拠のわかるもの（起案書、審議会等会議の詳細、法令等など） ② 職員採用試験委託（令和3年4月2日起案）において、公務員試験問題作成委託業者	令和6年 3月15日	一部公開すべきであるが、その他の非公開部

		と随意契約をするにあたって公務員試験を行ないえる機関と判断したエビデンスのわかるもの。		分は妥当である。
		③ 職員採用試験委託（令和３年４月２日起案）において、試験終了後、公務員試験問題作成委託業者より市に提供された資料の全て（報告書、採点票、領収書、請求書、その他文書に類するもの並びにコンピュータデータがあればそれも）		

表 7 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	5.6.8	○ 令和４年度第７号及び第９号の請求事件の審議
2	5.7.24	○ 令和４年度第７号及び第９号の請求事件の継続審議
3	5.8.28	○ 令和５年度第１号の請求事件の審議
4	5.10.30	○ 令和５年度第１号の請求事件の継続審議
5	6.1.9	○ 令和２年度第６号、第７号及び第８号の請求事件に係る答申案の確認
6	6.1.30	○ 令和２年度第６号、第７号及び第８号の請求事件に係る答申決定 ○ 令和３年度第６号及び令和４年度第２号の請求事件に係る答申案の確認 ○ 令和５年度第４号の請求事件の審議
7	6.2.20	○ 令和３年度第６号及び令和４年度第２号の請求事件に係る答申決定 ○ 令和４年度第３号及び第４号並びに令和４年度第７号の請求事件に係る答申案の確認
8	6.3.15	○ 令和４年度第３号及び第４号並びに令和４年度第７号の請求事件に係る答申決定 ○ 令和４年度第９号及び令和５年度第１号の請求事件に係る答申案の確認

4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開及び個人情報保護両制度の運用に関して第三者的立場から意見を述べることができる機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

令和5年度は、情報公開制度の運営や個人情報の適切な取扱いに関する重要事項など小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年条例第3号）第2条に基づく諮問事項の該当はなく、保有個人情報の管理に関する報告などのため、2回開催されました。

表8 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	5.9.11	1 報告事項 ○ 市政情報公開請求に対する存否応答拒否について ○ 令和4年度委託契約等に対する個人情報取扱特記事項の遵守状況について ○ 個人情報ファイル簿の整備状況について 2 その他 ○ 令和4年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について ○ 今後の審議会について
2	6.2.13	1 報告事項 ○ 個人情報の紛失に関する報告について ○ 個人情報取扱登録簿の整備状況について 2 その他 ○ 今後の審議会について

5 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修を始め、情報公開請求、個人情報の開示等の請求に対する市政情報等の公開、

開示等決定に対する指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

なお、令和5年度は、新任研修や個人情報取扱責任者に指定されている職員を対象に改正個人情報保護制度の説明会を行いました。

令和5年度目的外利用等報告内訳

個人情報ファイル簿等の名称		利用、提供の根拠	件数
個人情報ファイル簿	町会長・自治会長名簿	本人の同意	7
	基幹系住民記録システム	法令に基づく場合	83
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	3
		統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	3
	戸籍情報システム	法令に基づく場合	139
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	3
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	7
		統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	17
	国民健康保険システム	法令に基づく場合	3
		本人の同意	2
	国民年金システム	法令に基づく場合	3
	個人市民税賦課に関するファイル	法令に基づく場合	15
		本人の同意	13
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	軽自動車税賦課に関するファイル	法令に基づく場合	4
		本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	固定資産税・都市計画税業務	法令に基づく場合	16
		本人の同意	3
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	5
	収納管理ファイル	法令に基づく場合	4
		本人の同意	4
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	滞納整理ファイル	法令に基づく場合	12
		本人の同意	1
	避難行動要支援者支援事業申請書ファイル	法令に基づく場合	7
	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	障害福祉サービス等ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	1
	自立支援医療（精神通院）ファイル	法令に基づく場合	1
	心身障害者福祉手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
	身体障害者手帳ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	3
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	精神障害者保健福祉手帳ファイル	法令に基づく場合	6
		本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	健康増進事業に関するファイル	法令に基づく場合	3

	介護保険システム	法令に基づく場合	6
		本人の同意	4
	義務教育就学児医療費助成システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
	高校生等医療費助成システム	本人の同意	1
	児童育成手当業務システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	2
	児童手当・特例給付支給業務システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
	児童扶養手当システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	乳幼児医療費助成システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	ひとり親家庭等医療費助成システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
	施設等利用給付システム	本人の同意	1
	保育入所事務ファイル	本人の同意	2
	幼稚園補助金システム	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
	学齢簿	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1
個人情報取扱登録簿	心身障害者医療費助成受給者ファイル	本人の同意	1
	特別児童扶養手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
	特別障害者手当等受給者ファイル	法令に基づく場合	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1
	難病者福祉手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	東京都重度心身障害者手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	愛の手帳ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	大気汚染医療費助成制度に関するファイル	法令に基づく場合	1
その他	愛育手当台帳	法令に基づく場合	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	東小金井駅北口土地区画整理事業地権者等名簿	法令に基づく場合	1
	職員及び退職者等の人事・給料・厚生・服務等に係る情報ファイル	法令に基づく場合	2
		本人の同意	16
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	6
	教職員及び講師等の人事・給料・厚生・服務等に係る情報ファイル	統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	1
	附属機関等委員の名簿	法令に基づく場合	1
	防犯カメラの記録データ	法令に基づく場合	2
合 計			464

専第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日付けで小金井市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴い、小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和6年5月30日提出

小金井市長 白 井 亨

(写)

専決処分書

小金井市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市市税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和6年4月1日

小金井市長 白 井 亨

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成２０年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第５３条第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第５３条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第８６条第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第８６条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第１２９条第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第１２９条第３項中「によって」を「により」に改める。

付則第１５条の次に次の４条を加える。

（令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第１５条の２ 令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が１，８０５万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第１５条の４において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第２０条、第２３条から第２６条まで、付則第９条第２項、付則第１１条、付則第１３条第１項、付則第１４条の２第１項及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第24条第2項、第49条第1項及び前条の規定の適用については、第24条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第49条第1項中「課した」とあるのは「付則第15条の2第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、付則第15条の2第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第15条の3 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第35条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第34条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額

がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第34条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第34条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。
- （令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）
- 第15条の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第46条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（付則第15条の2第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第46条第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3

月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期における税額はないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控

除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第48条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第15条の4第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第49条第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分

金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４９条第２項の規定により読み替えられた第４６条第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- ４ 前項の規定の適用がある場合における第４８条の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第１５条の４第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- ５ 令和６年度分の個人の市民税につき第５０条第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

- 第１５条の５ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第２０条、第２３条から第２６条まで、付則第９条第２項、付則第１１条、付則第１３条第１項、付則第１４条の２第１項及び付則第１５条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第１６条第２項中「前条」を「付則第１５条」に改め、同条第３項中「第２６条第１項」の次に「、付則第１５条の２第１項及び前条」を加え、「同項中」を「第２６条第１項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、付則第１５条の２第１項中「及び前条」とあるのは「、前条及び付則第１６条第２項」と、前条中「及び付則第１５条」とあるのは「、付則第１５条及び次条第２項」とする」に改める。

付則第１８条の２第６項中「附則第１５条第２５項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２５項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２５項第２号ハ」

を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項を同条第14項とする。

付則第19条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

付則第21条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

付則第22条の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

付則第24条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

付則第26条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

付則第27条第4項を削る。

付則第28条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

付則第31条中「又は第4項」を削る。

付則第34条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第37条第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第38条第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第39条第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額

並びに付則第 3 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 4 2 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 1 5 条の 2 及び付則第 1 5 条の 5 の規定の適用については、付則第 1 5 条の 2 第 1 項及び付則第 1 5 条の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 4 2 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 4 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 1 5 条の 2 及び付則第 1 5 条の 5 の規定の適用については、付則第 1 5 条の 2 第 1 項及び付則第 1 5 条の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 4 3 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 5 0 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 1 5 条の 2 及び付則第 1 5 条の 5 の規定の適用については、付則第 1 5 条の 2 第 1 項及び付則第 1 5 条の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 5 0 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 5 1 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 1 5 条の 2 及び付則第 1 5 条の 5 の規定の適用については、付則第 1 5 条の 2 第 1 項及び付則第 1 5 条の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 5 1 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 5 1 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 1 5 条の 2 及び付則第 1 5 条の 5 の規定の適用については、付則第 1 5 条の 2 第 1 項及び付則第 1 5 条の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 5 1 条第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 5 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 1 5 条の 2 及び付則第 1 5 条の 5 の規定の適用については、付則第 1 5 条の 2 第 1 項及び付則第 1 5 条の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 5 2 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 5 2 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 1 5 条の 2 及び付則第 1 5 条の 5 の規定の適用については、付則第 1 5 条の 2 第 1 項及び付則第 1 5 条の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 5 2 条第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専第1号資料1

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。）。。

2 改正内容

- (1) 個人市民税、固定資産税及び特別土地保有税について、職権による減免を可能とする規定を追加する。（市民税関係、固定資産税関係及び特別土地保有税関係。法第323条、法第367条、法第605条の2、条例第53条、条例第86条、条例第129条）

- (2) 個人の市民税について、定額による特別税額控除をアからウまでにより実施する。

ア 令和6年度分の個人の市民税に限り、ⅴからⅶまでの措置を講ずる。

ⅴ 前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の所得割の額から1万円（控除対象配偶者又は扶養親族（法の施行地に住所を有しない者を除く。以下「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき、1万円を加算した金額）を控除すること。

ⅵ 普通徴収について、令和6年6月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお、控除しきれない金額は、以後令和6年度中に普通徴収すべき税額から、順次控除する等所要の措置を講ずること。

ⅶ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収について、令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から特別徴収税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和6年度中に特別徴収される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から、順次控除する等所要の措置を講ずること。

（市民税関係。法附則第5条の8、法附則第5条の9、法附則第5条の11、条例付則第15条の2から第15条の4まで）

イ 令和7年度分の個人の市民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の所得割の額から1万円を控除する措置を講ずる。（市民税関係。法附則第5条の12、条例付則第15条の5）

ウ 特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人市民税の所得割の額等を含める措置を講ずる。

（市民税関係。法附則第33条の2第7項、法附則第33条の3第7項、法附則第34条第6項、法附則第35条第8項、法附則第35条の2第8項、法附則第35条の4第5項、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第8項及び第11項、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第11項及び第14項、条例付則第37条第3項、条例付則第38条第3項、条例付則第39条第3項、条例付則第42条第5項、条例付則第43条第2項、条例付則第50条第2項、条例付則第51条第2項及び第5項、条例付則第52条第2項及び第5項）

(3) 企業主導型保育事業に係る固定資産税の減額措置を廃止する。（固定資産税関係。法附則第15条第32項、条例付則第18条の2）

(4) 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置等を継続する。（固定資産税関係。法附則第17条から第19条まで、条例付則第21条、条例付則22条、条例付則第24条から第28条まで、条例付則第34条）

(5) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行する。（付則第1条）

4 経過措置

(1) 固定資産税に関する経過措置

ア イの定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の

一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の法附則第 15 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（付則第 2 条）

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(市民税の減免) 第 5 3 条 省略 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかにあり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) } 省略 (3) 3 第 1 項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第 8 6 条 省略 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) } 省略 (5) 3 第 1 項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が	(市民税の減免) 第 5 3 条 省略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) } 省略 (3) 3 第 1 項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第 8 6 条 省略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) } 省略 (5) 3 第 1 項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が	職権による減免を可能とする規定の追加及び規定の整備 規定の整備 職権による減免を可能とする規定の追加及び規定の整備 規定の整備

消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければなら ない。	(特別土地保有税の減免) 第 1 2 9 条 省略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、 納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受け ようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければ ならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が</u> <u>同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土</u> <u>地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u>	(1) } 省略 (3) } 3 第 1 項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事 由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければなら ない。	付 則 (令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第 1 5 条の 2 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に 係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第 1 5 条の 4 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 2 0 条、 第 2 3 条から第 2 6 条まで、付則第 9 条第 2 項、付則第 1 1 条、付 則第 1 3 条第 1 項、付則第 1 4 条の 2 第 1 項及び前条の規定を適用 した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第 2 4 条第 2 項、第 4 9 条 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 2 4 条第 2 項及び前条 中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及 び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 4 9 条第 1 項中「課した」とあるのは 「付則第 1 5 条の 2 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に
---	---	---	---

が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければ ならない。	(特別土地保有税の減免) 第 1 2 9 条 省略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者 は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を 受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなけ ればならない。	(1) } 省略 (3) } 3 第 1 項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その 事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければな らない。	職権による減 免を可能とす る規定の追加 及び規定の整 備 規定の整備 令和 6 年度分 の個人市民税 の特別税額控 除に係る規定 の新設
---	--	--	--

課すべき」と、「前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第15条の2第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第15条の3 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第35条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額」という。))から、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の市民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。))がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第34条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。))においては、その者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においては、その者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、そ

の者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第34条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額の控除額を控除した額とし、第34条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額とに係る特別税額の合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額の控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2. 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第15条の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第46条第1項

の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（付則第15条の2第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第46条第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相

当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においては、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第48条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第15条の4第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に

係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第49条第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるととき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までとの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第49条第2項の規定により読み替えられた第46条第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第48条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度

の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に おける当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付 の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第15条の4第 3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とす る。	5 令和6年度分の個人の市民税につき第50条第1項の規定の適 用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。 (令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第15条の5 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の 12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税 に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別 税額控除対象納税義務者の第20条、第23条から第26条まで、 付則第9条第2項、付則第11条、付則第13条第1項、付則第1 4条の2第1項及び付則第15条の規定を適用した場合の所得割 の額から控除する。
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第16条 省略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第 5項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書 に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規 定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の 前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第2 0条まで、第23条から第25条まで、付則第13条第1項、付則 第14条第1項、付則第14条の2第1項及び付則第15条の規定 にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とす ることができる。	3 前項の規定の適用がある場合における第26条第1項、付則第1 5条の2第1項及び前条の規定の適用については、第26条第1項 中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第16条第2項」と、 付則第15条の2第1項中「及び前条」とあるのは「前条及び付 則第16条第2項」と、前条中「及び付則第15条」とあるのは「 付則第15条及び次条第2項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第16条 省略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第 5項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書 に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規 定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の 前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第2 0条まで、第23条から第25条まで、付則第13条第1項、付則 第14条第1項、付則第14条の2第1項及び前条の規定にかかわ らず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすること ができる。	3 前項の規定の適用がある場合における第26条第1項の規定の 適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに付 則第16条第2項」とする。
令和7年度分 の個人市民税 の特別税額控 除に係る規定 の新設 規定の整備 同上	9

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)		(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	
第18条の2	} 省略	第18条の2	
2		2	
}		}	
5		5	
6		6	法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
7		7	法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
8		8	法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
9		9	法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10		10	法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
11		11	法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
12		12	法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
13		13	法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
14		14	省略
15		15	省略
			(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
			第19条 省略
			2 省略
			法改正に伴う引用条項の整備 項の繰上げ 同上

3 市長は、<u>法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u>	<u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略 <u>6</u> 省略	長期優良住宅の申告に係る規定の追加
4 市長は、<u>法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	<u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略 <u>6</u> 省略 <u>7</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	項の繰下げ 同上 同上 同上 項の繰下げ及び引用条項の整備
5 市長は、<u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	<u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	同上

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 〃 } 省略 (6)		項の繰下げ及び引用条項の整備
11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 〃 } 省略 (6)	11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 〃 } 省略 (6)	
12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 〃 } 省略 (5)	11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 〃 } 省略 (5)	
13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補	12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補	同上

助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。 (1) } 省略 (4)	助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。 (1) } 省略 (4)
(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 省略 <u>14</u> 省略 （土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第21条 次条から付則第31条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1) } 省略 (7)	(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 省略 <u>13</u> 省略 （土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第21条 次条から付則第31条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1) } 省略 (7)
(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項（令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例） 第22条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とするこ とが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修	(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項（令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例） 第22条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とするこ とが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修

正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地</u>又は<u>令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税の特例</u>) 第24条 宅地等(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額」という。)を超える固定資産税額とする。</u> 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の	正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地</u>又は<u>令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例</u>) 第24条 宅地等(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る<u>令和4年度分の固定資産税</u>にあつては、<u>100分の2.5</u>)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</u> 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と	特例期間の延長及び規定の整備 特例期間の延長及び規定の削除 特例期間の延長
--	--	--

課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上の0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定

なるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上の0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定

特例期間の延長

同上

同上

資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第26条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table><tr><td>表</td><td>省略</td></tr><tr><td colspan="2">(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</td></tr><tr><td>第27条</td><td rowspan="3">}</td><td rowspan="3">省略</td></tr><tr><td>2</td></tr><tr><td>3</td></tr></table> 4 令和2年度分の固定資産税について小金井市市税条例の一部を	表	省略	(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)		第27条	}	省略	2	3	資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 (農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第26条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table><tr><td>表</td><td>省略</td></tr><tr><td colspan="2">(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</td></tr><tr><td>第27条</td><td rowspan="3">}</td><td rowspan="3">省略</td></tr><tr><td>2</td></tr><tr><td>3</td></tr></table> 4 令和2年度分の固定資産税について小金井市市税条例の一部を	表	省略	(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)		第27条	}	省略	2	3	特例期間の延長及び規定の削除
表	省略																			
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)																				
第27条	}	省略																		
2																				
3																				
表	省略																			
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)																				
第27条	}	省略																		
2																				
3																				

改正する条例（令和３年条例第１４号）による改正前の小金井市市 税条例（以下「令和３年改正前の条例」という。）付則第２７条第 ３項において準用する同条第１項ただし書の規定の適用を受けた 市街化区域農地に對して課する令和３年度分の固定資産税の額は、 前項の規定により算出した当該市街化区域農地に係る令和３年度 分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和２年度分の固 定資産税に係る令和３年改正前の条例付則第２７条第３項におい て準用する同条第１項ただし書に規定する固定資産税の課税標準 となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を 超える場合には、当該固定資産税額とする。	項の削除
第２８条 市街化区域農地に係る令和６年度から令和８年度までの 各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算出した当該市街 化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農 地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税 標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき価格の３分の１の額に１００分の５を乗じて得 た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税 について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３ま での規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」と いう。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額 とする。	特例期間の延 長及び規定の 削除
２ 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和６年度か ら令和８年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額 は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分	特例期間の延 長

の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額）を当該市街化区域農地における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第31条 付則第24条、第26条、第27条又は第28条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第76条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第24条、第26条又は第28条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第27条の規定の適用を受ける市街化区域農地（付則第28条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については付則第27条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第21条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされた

0分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額）を当該市街化区域農地における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第31条 付則第24条、第26条、第27条又は第28条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第76条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第24条、第26条又は第28条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第27条の規定の適用を受ける市街化区域農地（付則第28条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については付則第27条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第21条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされた

規定の削除

特例期間の延長

特例期間の延

ものに対して課する特別土地保有税については、第126条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。	3 } 5 省略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第37条 省略 2 省略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } (4) 省略	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第38条 省略 2 省略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } (4) 省略	特別税額控除に係る規定の整備
ものに対して課する特別土地保有税については、第126条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。	3 } 5 省略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第37条 省略 2 省略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } (4) 省略	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第38条 省略 2 省略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } (4) 省略	特別税額控除に係る規定の整備

の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに付則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。	整備
4 省略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	
第39条 省略	
2 省略	
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	
(1) } 省略 ? } (4) }	
(5) <u>付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	同上
(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	
第42条 2 } 省略 ? } 4 }	
5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	
(1) } 省略 ? } (4) }	
(5) <u>付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	同上
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	
第43条 省略	
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	

(1) } 省略 (4) } 〔5〕 <u>付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第50条 省略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } 省略 (4) } 〔5〕 <u>付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第51条 省略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } 省略 (4) } 〔5〕 <u>付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3 省略 4 省略	特別税額控除に係る規定の整備 同上 同上 3 省略 4 省略
---	---

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } 省略 () (4) } (5) <u>付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第52条 省略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } 省略 () (4) } (5) <u>付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3 省略 4 省略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } 省略 () (4) } (5) <u>付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割</u>	5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } 省略 () (4) } (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第52条 省略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } 省略 () (4) } 3 省略 4 省略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } 省略 () (4) }	特別税額控除に係る規定の整備	特別税額控除に係る規定の整備
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } 省略 () (4) } (5) <u>付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第52条 省略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } 省略 () (4) } (5) <u>付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3 省略 4 省略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } 省略 () (4) } (5) <u>付則第15条の2及び付則第15条の5の規定の適用については、付則第15条の2第1項及び付則第15条の5中「所得割</u>	同上	特別税額控除に係る規定の整備	特別税額控除に係る規定の整備

の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第52条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 6 省略 付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (固定資産税に関する経過措置) 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小井井市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	6 省略 整備
---	-----------------------

専第 2 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 4 月 1 日付けで小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の施行に伴い、小金井市都市計画税条例（平成 20 年条例第 27 号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和 6 年 5 月 30 日提出

小金井市長 白 井 亨

(写)

専決処分書

小金井市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和6年4月1日

小金井市長 白 井 亨

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第1条の2を削る。

付則第1条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条を付則第1条の2とし、付則第1条の4を付則第1条の3とする。

付則第2条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

付則第3条及び第4条中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

付則第5条及び第6条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

付則第7条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

付則第9条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

付則第10条中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

付則第12条中「付則第2条、第3条」を「付則第3条」に、「附則第17条第1号に、」を「附則第17条第1号に、同条の」に改める。

付則第13条中「、第33項」を削り、「第35項もしくは第46項」を「第34項もしくは第45項」に改める。

付則第14条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21

条」に改め、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

付 則

(施行期日)

第１条 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

(経過措置)

第２条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第３条 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

専第2号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 改正内容

- (1) 企業主導型保育事業に係る都市計画税の減額措置を廃止する。（法附則第15条第32項）
- (2) 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る各年度分の都市計画税の特例措置を延長する。（法附則第17条、法附則第25条、法附則第26条、法附則第27条の2、条例付則第2条から第7条まで、条例付則第9条、条例付則第10条、条例付則第14条）
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行する。（付則第1条）

4 経過措置

- (1) 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。（付則第2条）
- (2) 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。（付則第3条）

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
付 則 (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 第1条の2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第1条の3 省略 (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第2条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度	付 則 (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 第1条の2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 第1条の3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第1条の4 省略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第2条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附	法改正に伴う規定の削除 法改正に伴う引用条項の整備及び条の繰上げ 条の繰上げ 特例期間の延長及び規定の削除

分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度及び令和5年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等	第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等

の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
第7条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準	特例期間の延長
（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第7条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準	特例期間の延長及び規定の削除

となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 省 略

第9条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度の都市計画税の額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た

税にあっては、前年度の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 省 略

第9条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度の都市計画税にあっては、前年度の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度及び令和5年度の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10

特例期間の延長及び規定の削除

同上

額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
第12条 付則第2条及び第4条の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第2条及び第5条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第3条、第5条及び第6条の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第5条から第7条までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第7条の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第8条から第10条までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第9条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u>	引用条項の削除及び規定の整備
第13条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第32項、第34項もしくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「もしくは第33項又は附則第15条から第15条の3ま	引用条項の整備
でもしくは第63条」とする。 第14条 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定により、令和6年度から令和8年度までの規定を適用しないこととする。	引用条項の整備及び特例期間の延長

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第3条 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 32 号

令和 6 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 2 回)

令和 6 年度小金井市一般会計補正予算（第 2 回）

令和 6 年度小金井市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 0 3 4, 2 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 5, 1 6 6, 2 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		千円 10,921,664	千円 832,555	千円 11,754,219
	2 国 庫 補 助 金	2,955,053	832,555	3,787,608
16 都 支 出 金		8,253,811	141,183	8,394,994
	2 都 補 助 金	4,993,489	138,130	5,131,619
	3 委 託 金	546,327	3,053	549,380
18 寄 附 金		20,689	200	20,889
	1 寄 附 金	20,689	200	20,889
19 繰 入 金		1,876,461	60,264	1,936,725
	1 基 金 繰 入 金	1,869,236	60,264	1,929,500
歳 入 合 計		54,132,000	1,034,202	55,166,202

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 4,786,773	千円 1,595	千円 4,788,368
	1 総 務 管 理 費	3,679,710	1,595	3,681,305
3 民 生 費		26,538,583	942,176	27,480,759
	1 社 会 福 祉 費	8,524,854	832,939	9,357,793
	2 児 童 福 祉 費	14,164,319	109,237	14,273,556
10 教 育 費		4,454,677	85,145	4,539,822
	1 教 育 総 務 費	878,760	34,605	913,365
	2 小 学 校 費	1,668,447	35,965	1,704,412
	3 中 学 校 費	677,717	14,575	692,292
13 予 備 費		50,573	5,286	55,859
	1 予 備 費	50,573	5,286	55,859
歳 出 合 計		54,132,000	1,034,202	55,166,202

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
東センター・貫井北センター 運営委託料	令和6年度 ～令和7年度	117,808 千円

議案第 3 2 号資料 1

令 和 6 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 2 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 10,921,664	千円 832,555	千円 11,754,219
	2 国庫補助金	2,955,053	832,555	3,787,608
16 都支出金		8,253,811	141,183	8,394,994
	2 都補助金	4,993,489	138,130	5,131,619
	3 委託金	546,327	3,053	549,380
18 寄附金		20,689	200	20,889
	1 寄附金	20,689	200	20,889
19 繰入金		1,876,461	60,264	1,936,725
	1 基金繰入金	1,869,236	60,264	1,929,500
歳入合計		54,132,000	1,034,202	55,166,202

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,786,773	千円 1,595	千円 4,788,368
	1 総 務 管 理 費	3,679,710	1,595	3,681,305
3 民 生 費		26,538,583	942,176	27,480,759
	1 社 会 福 祉 費	8,524,854	832,939	9,357,793
	2 児 童 福 祉 費	14,164,319	109,237	14,273,556
10 教 育 費		4,454,677	85,145	4,539,822
	1 教 育 総 務 費	878,760	34,605	913,365
	2 小 学 校 費	1,668,447	35,965	1,704,412
	3 中 学 校 費	677,717	14,575	692,292
13 予 備 費		50,573	5,286	55,859
	1 予 備 費	50,573	5,286	55,859
歳 出 合 計		54,132,000	1,034,202	55,166,202

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 528	千円	千円 264	千円 803
528		264	803
897,537		200	44,439
794,875			38,064
102,662		200	6,375
75,673			9,472
34,596			9
27,982			7,983
13,095			1,480
			5,286
			5,286
973,738		464	60,000

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 373,832	千円 1,872	千円 375,704	1 社会福祉費補助金	千円 528
				2 児童福祉費補助金	1,344
6 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	830,683	830,683	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	830,683

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 2,982,577	千円 81,318	千円 3,063,895	2 児童福祉費補助金	千円 81,318
7 教育費都補助金	159,921	56,812	216,733	1 教育費補助金	56,812

説	明	千円
6 障害者総合支援事業費補助金 (障害者総合支援事業費補助金(障害者自立支援給付審査支払等システム事業)交付要綱) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	528
3 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱) 補助率 2/3	(子育て支援課)	1,344
1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱)	(企画政策課)	830,683

説	明	千円
4 認証保育所運営費等補助金 (東京都認証保育所運営費等補助要綱) 補助率 1/2	(保育課)	3,750
13 子ども・子育て支援交付金 (東京都子供・子育て支援交付金補助要綱) 補助率 1/6	(子育て支援課)	336
27 多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金 (東京都多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保育課)	77,232
10 校内別室指導支援員配置事業補助金 (校内別室指導支援員配置事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(指導室)	1,728
14 公立学校給食費負担軽減事業補助金 (東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱) 補助率 1/2	(学務課)	25,269
15 エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金 (エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(指導室)	29,815

款 16 都 支 出 金

項 3 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
5 教育費委託金	千円 12,825	千円 3,053	千円 15,878	1 教育費委託金	千円 3,053

款 18 寄 附 金

項 1 寄 附 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費寄附金	千円 0	千円 200	千円 200	1 子ども育成支援事業寄附金	千円 200

款 19 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,080,000	千円 60,000	千円 1,140,000	1 財政調整基金繰入金	千円 60,000
6 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	55,700	264	55,964	1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	264

説	明	
		千円
3 教育事業費委託金 (教員研修事業事務処理特例交付金(事業費)交付要綱、成績一覧表調査委員会事務処理特例交付金交付要綱、区市町村立学校会計年度任用職員報酬等交付金交付要綱)	(指 導 室)	1,471
5 学校と家庭の連携推進事業委託金 (「学校と家庭の連携推進事業」実施要綱)	(指 導 室)	1,582

説	明	
		千円
1 子ども育成支援事業寄附金	(こども家庭セン)	200

説	明	
		千円
1 財政調整基金繰入金	(財 政 課)	60,000
1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	(健 康 課)	264

項 1 総務管理費

-14-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
803			
803	12 委託料	1,595	6 基幹系システムに要する経費（情報システム課） 1,595
			12 委 託 料 (1,595)
			基幹系システム修正委託料（障害福祉システム制度改正対応分） 1,056
			基幹系システム修正委託料（ひとり親家庭等医療費助成制度改正対応分） 275
			基幹系システム修正委託料（新型コロナウイルスワクチン定期接種化対応分） 264

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費	2,629,807	39,390	2,669,197	20,000		
				20,000		
4 高齢者福祉費	433,711	60,599	494,310	60,000		
				60,000		
11 価格高騰重点支援 給付金給付費	0	732,950	732,950	714,875		
				714,875		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
19,390			
18,341	10 需用費 1 消耗品費	40 40	16 地域生活支援事業に要する経費 (自立生活支援課) 18,341
	11 役務費 1 郵便料	14 14	18 負担金補助及び交付金 (平成30～令和5年度消費税等負担金 (障害者地域自立生活支援センター運営委託料分)) 18,341
885	18 負担金補助及び交付金	39,336	25 地域自立支援協議会運営に要する経費 (自立生活支援課) 885
			18 負担金補助及び交付金 (平成30～令和5年度消費税等負担金 (地域自立支援協議会運営委託料分)) 885
164			33 原油価格・物価高騰対策に要する経費 (自立生活支援課) 20,164
			10 需用費 (40) 消耗品費 40 11 役務費 (14) 郵便料 14 18 負担金補助及び交付金 (20,110) 障害福祉事業所等物価高騰対策事業継続支援金 20,110
599			
599	10 需用費 1 消耗品費	39 39	44 原油価格・物価高騰対策に要する経費 (介護福祉課) 60,599
	11 役務費 1 郵便料	26 26	10 需用費 (39) 消耗品費 39 11 役務費 (26) 郵便料 26 18 負担金補助及び交付金 (60,534) 介護事業所物価高騰対策事業継続支援金 60,534
	18 負担金補助及び交付金	60,534	
18,075			
18,075	1 報酬	934	1 価格高騰重点支援給付金給付に要する経費 () 732,950
	10 需用費 1 消耗品費	117 117	(1) 地域福祉課関係経費 728,122
	11 役務費 1 郵便料 2 電話料	5,737 5,616 121	10 需用費 (117) 消耗品費 117 11 役務費 (5,737) 郵便料 5,616 電話料 121 12 委託料 (56,268) 物価高騰対策給付金給付事務委託料 26,271 物価高騰対策給付金確認書等作成等委託料 1,601 定額減税補足給付金給付事務委託料 26,418
	12 委託料	60,162	
	18 負担金補助及び交付金	666,000	

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
11 価格高騰重点支援 給付金給付費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			定額減税補足給付金確認書等作成等委託料 1,978 18 負担金補助及び交付金 (666,000) 物価高騰対策給付金 240,000 定額減税補足給付金 426,000 (2) 情報システム課関係経費 3,894 12 委 託 料 (3,894) 基幹系システム修正委託料（物価高騰対策 給付金等対応分） 3,894 (3) 市民税課関係経費 934 1 報 酬 (934) 定額減税補足給付金業務会計年度任用職員 報酬 934

款 3 民 生 費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	7,524,090	101,737	7,625,827	98,912		200
				1,680		200
				77,232		
				20,000		
2 児童措置費	4,737,194	7,500	4,744,694	3,750		
				3,750		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,625			
△ 863	10 需用費 1 消耗品費	8 8	12 こども家庭センター運営に要 する経費 (こども家庭セン) 1,017
	12 委託料	806	10 需 用 費 (8)
	17 備品購入費	203	消耗品費 8
	18 負担金補助及び交 付金	100,720	12 委 託 料 (806)
			親子遊びひろば等運営委託料 806
			17 備品購入費 (203)
			一般機器類 105
			体育・音楽・保育機器類 98
			36 多様な他者との関わりの機会 の創出事業に要する経費 (保 育 課) 77,232
			18 負担金補助及び交付金 (77,232)
			多様な他者との関わりの機会の創出事業補 助金 77,232
3,488			37 原油価格・物価高騰対策に要 する経費 () 23,488
			(1) 保育課関係経費 23,488
			18 負担金補助及び交付金 (23,488)
			保育施設運営事業者事業継続支援金 23,488
3,750			
3,750	18 負担金補助及び交 付金	7,500	5 認証保育所運営に要する経費 (保 育 課) 7,500
			18 負担金補助及び交付金 (7,500)
			・ 認証保育所運営費等補助金 7,500

款 10 教 育 費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	363,677	34,605	398,282	34,596		
				1,582		
				1,728		
				31,286		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
9			
9	1 報酬	26,000	2 教育相談に要する経費 (指 導 室) 1,591
	3 職員手当等	5,286	7 報 償 費 (1,582) 学校と家庭の連携推進支援員等謝礼 1,582
	7 報償費	3,310	11 役 務 費 (9) 傷害保険料 9
	11 役務費 3 保険料	9	16 小金井市学習等支援制度に要する経費 (指 導 室) 1,728
			7 報 償 費 (1,728) 校内別室指導支援員謝礼 1,728
			17 その他教育指導等に要する経費 (指 導 室) 31,286
			1 報 酬 (26,000) エデュケーション・アシスタント会計年度 任用職員報酬 24,734 大規模校事務補助業務会計年度任用職員報酬 1,266
			3 職員手当等 (5,286)

款 10 教 育 費

項 2 小學校費

[illegible]

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,983			
7,983	18 負担金補助及び交付金	35,965	3 学校給食に要する経費 (学 務 課) 35,965 18 負担金補助及び交付金 (35,965) 学校給食費補助金 35,965

款 10 教育費

項 3 中学校費

[illegible]

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,480			
1,480	18 負担金補助及び交付金	14,575	3 学校給食に要する経費 (学 務 課) 14,575
			18 負担金補助及び交付金 (14,575) 学校給食費補助金 14,575

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	50,573	5,286	55,859			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 5,286		千円	千円

給与費明細書

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 1,447	1,112,707	2,321,838	2,387,000	5,821,545	1,021,978	6,843,523	
補正前	(2) 1,426	1,085,773	2,321,838	2,381,714	5,789,325	1,021,978	6,811,303	
比 較	() 21	26,934		5,286	32,220		32,220	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	365,057	48,744	60,507	50,112		252,891
	補正前	365,057	48,744	60,507	50,112		252,891
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		17,280	193,079	708,049	691,281	2,387,000
	補正前		17,280	193,079	705,126	688,918	2,381,714
	比 較				2,923	2,363	5,286

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の 増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職 員 手 当	5,286	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 5,286 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 5,286 2 その他 (1) 給与改定分 (2) その他 (3) 再任用給与改定分	会計年度任用職員分

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

追加

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支出（見込）額		令和6年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源		一 般 財 源	
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
東センター・貫井北センター運営委託料	117,808			令和6年度 ～令和7年度	117,808				117,808

(単位:千円)

令和6年度 基金現在高調べ

令和6年度 基金現在高調へ										(単位:千円)
NO	基金名	区分	令和5年度末 現在高見込額 (A)	令和6年度 算予 (B)	予算補正状況		補正後 額計 (D)	令和6年度 予定額 (E)	令和6年度 現在高見込額 (F)=(A)+(D)-(E)	
					第 回補	正 額 (C)				
1	財政調整基金	元金 利子 計	5,654,865	142 142			142 142	当初 2補正 計	1,080,000 60,000 1,140,000 4,515,007	
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,419	1 1			1 1	当初 補正 計		9,420
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	3,234,021	51 51			51 51	当初 補正 計	70,736 70,736 78,100 3,163,336	
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計	558,520	33 33			33 33	当初 補正 計	78,100 78,100 480,453	
5	地域福祉基金	元金 利子 計	958,962	20 20			20 20	当初 補正 計	15,700 15,700 943,282	
6	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利子 計	271,379	8 8			8 8	当初 2補正 計	55,700 264 55,964 215,423	
7	環境基金	元金 利子 計	1,252,702	200,000 28 200,028			200,000 28 200,028	当初 補正 計	519,000 519,000 933,730	
8	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,030	1 1			1 1	当初 補正 計		3,031
9	みどり公園基金	元金 利子 計	130,687	3 3			3 3	当初 補正 計		130,690
10	市営住宅整備基金	元金 利子 計	20,609	3,008 1 3,009			3,008 1 3,009	当初 補正 計	20,000 20,000 3,618	
11	教育施設整備基金	元金 利子 計	135,375	1,976 3 1,979			1,976 3 1,979	当初 補正 計	30,000 30,000 107,354	
12	土地開発基金	元金 利子 計	66	1 1			1 1	当初 補正 計		67
合	計	元金 利子 計	12,229,635	204,984 292 205,276	0 0 0	0 0 0	204,984 292 205,276	当初 補正 計	1,869,236 60,264 1,929,500	10,505,411

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業一覧

(単位：千円)

課 名	款	項	目	事業	説 明	予算額	充当額
自立生活支援課	3	1	2	33	消耗品費（原油価格・物価高騰対策に要する経費）	40	0
自立生活支援課	3	1	2	33	郵便料（原油価格・物価高騰対策に要する経費）	14	0
自立生活支援課	3	1	2	33	障害福祉事業所等物価高騰対策事業継続支援金	20,110	20,000
介護福祉課	3	1	4	44	消耗品費（原油価格・物価高騰対策に要する経費）	39	0
介護福祉課	3	1	4	44	郵便料（原油価格・物価高騰対策に要する経費）	26	0
介護福祉課	3	1	4	44	介護事業所物価高騰対策事業継続支援金	60,534	60,000
地域福祉課	3	1	11	1	1 消耗品費（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	117	0
地域福祉課	3	1	11	1	1 郵便料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	5,616	0
地域福祉課	3	1	11	1	1 電話料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	121	0
地域福祉課	3	1	11	1	1 物価高騰対策給付金給付事務委託料	26,271	26,000
地域福祉課	3	1	11	1	1 物価高騰対策給付金確認書等作成等委託料	1,601	875
地域福祉課	3	1	11	1	1 定額減税補足給付金給付事務委託料	26,418	26,000
地域福祉課	3	1	11	1	1 定額減税補足給付金確認書等作成等委託料	1,978	1,000
地域福祉課	3	1	11	1	1 物価高騰対策給付金	240,000	235,000
地域福祉課	3	1	11	1	1 定額減税補足給付金	426,000	426,000
情報システム課	3	1	11	1	2 基幹系システム修正委託料（物価高騰対策給付金等対応分）	3,894	0
市民税課	3	1	11	1	3 定額減税補足給付金業務会計年度任用職員報酬	934	0
保育課	3	2	1	37	1 保育施設運営事業者事業継続支援金	23,488	20,000
学務課	10	2	3	3	学校給食費補助金	35,965	10,000
学務課	10	3	3	3	学校給食費補助金	14,575	5,808
合 計						887,741	830,683

原油価格・物価高騰対策関連経費一覧

(単位：千円)

課 名	款	項	目	事業	説 明	予算額	財源内訳			
							国庫支出金	都支出金	その他	一般財源等
自立生活支援課	3	1	2	33	消耗品費（原油価格・物価高騰対策に要する経費）	40	0	0	0	40
自立生活支援課	3	1	2	33	郵便料（原油価格・物価高騰対策に要する経費）	14	0	0	0	14
自立生活支援課	3	1	2	33	障害福祉事業等物価高騰対策事業継続支援金	20,110	20,000	0	0	110
介護福祉課	3	1	4	44	消耗品費（原油価格・物価高騰対策に要する経費）	39	0	0	0	39
介護福祉課	3	1	4	44	郵便料（原油価格・物価高騰対策に要する経費）	26	0	0	0	26
介護福祉課	3	1	4	44	介護事業所物価高騰対策事業継続支援金	60,534	60,000	0	0	534
地域福祉課	3	1	11	1	1	消耗品費（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	117	0	0	117
地域福祉課	3	1	11	1	1	郵便料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	5,616	0	0	5,616
地域福祉課	3	1	11	1	1	電話料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	121	0	0	121
地域福祉課	3	1	11	1	1	物価高騰対策給付金給付事務委託料	26,271	26,000	0	271
地域福祉課	3	1	11	1	1	物価高騰対策給付金確認書等作成等委託料	1,601	875	0	726
地域福祉課	3	1	11	1	1	定額減税補足給付金給付事務委託料	26,418	26,000	0	418
地域福祉課	3	1	11	1	1	定額減税補足給付金確認書等作成等委託料	1,978	1,000	0	978
地域福祉課	3	1	11	1	1	物価高騰対策給付金	240,000	235,000	0	5,000
地域福祉課	3	1	11	1	1	定額減税補足給付金	426,000	426,000	0	0
情報システム課	3	1	11	1	2	基幹系システム修正委託料（物価高騰対策給付金等対応分）	3,894	0	0	3,894
市民税課	3	1	11	1	3	定額減税補足給付金業務会計年度任用職員報酬	934	0	0	934
保育課	3	2	1	37	1	保育施設運営事業者事業継続支援金	23,488	20,000	0	3,488
学務課	10	2	3	3		学校給食費補助金	35,965	10,000	17,982	7,983
学務課	10	3	3	3		学校給食費補助金	14,575	5,808	7,287	1,480
合 計						887,741	830,683	25,269	0	31,789

議案第 3 2 号資料 5

障害福祉事業所等・介護事業所物価高騰対策事業継続支援金事業概要

1 目的

原油価格・物価高騰による影響を受けている市内の障害福祉事業所等及び介護事業所について、経費増大による経営悪化を防ぐとともに、利用者負担を増やすことなくサービスの提供が行えるよう支援を行い、安定的なサービス提供の確保を図る。

2 補助対象者

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく指定障害福祉サービス事業所等
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく指定居宅介護サービス事業所等

3 補助内容

食材費、電気料金、ガス料金及びガソリン料金

※ 障がい・介護区分、サービス種別によって補助対象となる経費は異なる。

4 補助額

(1) 障害福祉事業所等

ア 入所系サービス事業所

入所者 1 人当たり、 $50 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} \times 12 \text{ か月} = 18,000 \text{ 円}$ を支給

イ 通所系サービス事業所

利用者 1 人当たり、 $73 \text{ 円} \times 25 \text{ 日} \times 12 \text{ か月} = 21,900 \text{ 円}$ を支給

ウ 訪問系サービス事業所

1 サービス事業所当たり、 $12,700 \text{ 円}$ を支給

(2) 介護事業所

ア 入所系サービス事業所

入所者 1 人当たり、 $99 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} \times 12 \text{ か月} = 35,640 \text{ 円}$ を支給

イ 通所系サービス事業所

利用者1人当たり、 $63\text{円} \times 25\text{日} \times 12\text{か月} = 18,900\text{円}$ を支給

ウ 訪問系サービス事業所

1サービス事業所当たり、 $46,600\text{円}$ を支給

5 予算額

(1) 歳入

ア 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 80,000千円

(2) 歳出

ア 物価高騰対策事業継続支援金

(ア) 障害福祉事業所等分

$(@18,000\text{円} \times 297\text{人} + @21,900\text{円} \times 655\text{人})$
 $+ @12,700\text{円} \times 33\text{事業所}$ 20,110千円

(イ) 介護事業所分

$(@35,640\text{円} \times 1,171\text{人} + @18,900\text{円} \times 790\text{人})$
 $+ @46,600\text{円} \times 83\text{事業所}$ 60,534千円

イ その他

(ア) 障害福祉事業所等分（消耗品費、郵便料） 54千円

(イ) 介護事業所分（消耗品費、郵便料） 65千円

6 申請開始 令和6年7月

7 申請方法 原則郵送とし、指定口座へ振込

物価高騰対策給付金給付事業概要

1 目的

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の決定に伴い、物価高騰の影響を受ける低所得者の負担を軽減するため、令和 6 年度新たに住民税非課税世帯等となる世帯に対して、1 世帯当たり 10 万円を給付する。

また、対象世帯のうち、18 歳以下の児童を扶養している子育て世帯に対して、児童 1 人当たり 5 万円を給付する。

2 支給対象

- (1) 以下のいずれかに該当する世帯。ただし、令和 5 年度小金井市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱（令和 5 年要綱第 9 2 号）に基づき支給対象となる世帯については、本件の支給対象とはならない。

ア 住民税非課税世帯（令和 6 年 6 月 3 日において世帯全員の令和 6 年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。）

2, 000 世帯

イ 住民税均等割のみ課税世帯（令和 6 年 6 月 3 日において世帯全員の令和 6 年度分の住民税均等割のみが課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。）

200 世帯

ウ 家計急変世帯（予期せず令和 6 年 1 月から同年 9 月までの家計が急変し、住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯をいう。）

50 世帯

- (2) (1)のいずれかに該当する世帯のうち、18 歳以下の子ども（18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの児童（平成 18 年 4 月 2 日生まれ以降の児童。令和 6 年 6 月 4 日以降に出生した子どもも対象））を扶養している世帯

150 世帯（300 人）

3 給付額

- (1) 1世帯当たり10万円
- (2) 児童1人当たり5万円

4 給付手続

- (1) 住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯（令和6年1月1日以前から小金井市に住んでいる場合）

対象世帯の抽出及び確認書等の送付（小金井市）

↓

確認書の受領及び返送（対象世帯）

↓

確認書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

- (2) 住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯（令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合）

対象世帯の抽出、転入前市町村の課税状況の確認及び申請書等の送付（小金井市）

↓

申請書の受領及び提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

- (3) 家計急変世帯

市ホームページ、ツイッター、市報等で周知（小金井市）

↓

申請書の提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

5 スケジュール（案）

(1) 住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯

令和6年6月下旬	システム改修
7月中旬	対象世帯の抽出及び確認書等の準備
8月上旬	確認書等の送付、受付、支給要件の確認
8月下旬	振込（以降順次支給）

(2) 家計急変世帯

令和6年7月下旬	周知
8月上旬	申請書の受付、支給要件の確認
8月下旬	振込（以降順次支給）

6 申請期限

令和6年10月中旬（予定）

7 予算額

(1) 歳入

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

261,875千円

(2) 歳出

ア 物価高騰対策給付金

240,000千円

イ その他（消耗品費、郵便料、電話料、物価高騰対策給付金給付事務委託料、物価高騰対策給付金確認書等作成等委託料、基幹系システム修正委託料）

※ 消耗品費、電話料、基幹系システム修正委託料については、定額減税補足給付金給付事業分を含む。

32,737千円

定額減税補足給付金給付事業概要

1 目的

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の決定に伴い、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税相当分を給付する。

2 支給対象（個人単位で給付）

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、当該者の令和 6 年分推計所得税額又は令和 6 年度分個人住民税所得割額を上回る者。具体的には、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

ただし、納税義務者本人の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である場合に限る。

- (1) 所得税の定額減税可能額（3 万円×減税対象人数）が「令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年分所得税額）」を上回る者
- (2) 個人住民税所得割の定額減税可能額（1 万円×減税対象人数）が「令和 6 年度分個人住民税所得割額」を上回る者

3 給付額

以下の(1)、(2)の合算額（合算額を万円単位に切り上げる。）

- (1) 所得税の定額減税可能額－令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年分所得税額）（マイナスの場合は 0）
- (2) 個人住民税所得割の定額減税可能額－令和 6 年度分個人住民税所得割額（マイナスの場合は 0）

<算定イメージ（減額対象人数 1 人の場合）>

0 円 < (1)+(2) ≤ 1 万円 ⇒ 1 万円
1 万円 < (1)+(2) ≤ 2 万円 ⇒ 2 万円
2 万円 < (1)+(2) ≤ 3 万円 ⇒ 3 万円
3 万円 < (1)+(2) ≤ 4 万円 ⇒ 4 万円

4 対象者数

16,000人

5 給付手続

令和6年度住民税課税台帳より、個人住民税所得割納税義務者の抽出、個人住民税所得割額、扶養親族等の把握（小金井市）

↓

所得税課税情報より、所得税納税義務者の抽出、所得税額、扶養親族等の把握（小金井市）

↓

「所得税分控除不足額」及び「個人住民税所得割分控除不足額」を算出し、「調整給付額」>0となる給付対象者・給付額のリストを作成（小金井市）

↓

給付同意・振込口座の確認書の郵送（小金井市）

↓

確認書の受領及び返送（給付対象者）

↓

確認書の受付、振込手続（小金井市）

6 スケジュール（案）

令和6年7月中旬 システム改修

8月中旬 対象世帯の抽出及び支給決定通知書の準備

8月下旬 支給決定通知書の送付

9月下旬 振込

7 申請期限

令和6年10月中旬（予定）

8 予算額

(1) 歳入

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

453,000千円

(2) 歳出

ア 定額減税補足給付金

426,000千円

イ その他（郵便料、定額減税補足給付金給付事務委託料、定額減税補足給付金確認書等作成等委託料、会計年度任用職員報酬）

34,213千円

地域子育て相談機関設置事業概要

1 目的

核家族化・地域のつながりの希薄化が進み、孤立し、負担感を抱える子育て世帯が増加している社会情勢を受け、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号）では、地域住民の子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う地域子育て相談機関の設置が市町村の努力義務とされた。本市における地域子育て相談機関として、開設以来地域の常設親子あそびひろばとして親しまれ、各種子育て支援事業を行ってきた、親子あそびひろば「ゆりかご」を指定し、気軽に子育てに関する疑問や悩みを吐露できる場所として整備し、妊産婦及び子どもとその家庭への支援の強化を図る。

2 業務概要

親子あそびひろば「ゆりかご」において、全ての妊産婦及び子どもとその家庭を対象とし、次の業務を行う。

- (1) 相談支援（利用者支援事業基本型の実施を基本とする。）
- (2) 子育て世帯に対する情報発信
- (3) 子育て世帯とつながる工夫
- (4) 関係機関との連携

3 開始時期（予定）

令和 6 年 9 月 1 日

4 予算額

(1) 歳入

ア 子ども・子育て支援交付金（国）	1, 3 4 4 千円
イ 子ども・子育て支援交付金（都）	3 3 6 千円

(2) 歳出

ア 親子遊びひろば等運営委託料	8 0 6 千円
-----------------	----------

議案第32号資料9

保育施設運営事業者事業継続支援金事業概要

1 目的

昨今の原油価格・物価高騰に直面する保育事業者に対して、負担を軽減するための支援金を交付することにより、事業の継続に向けた支援を行う。

2 補助対象者

国及び地方公共団体以外の者が設置する小金井市内に所在する認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、認証保育所、家庭福祉員、認可外保育施設、病児保育事業及び幼稚園

3 補助内容

(1) 食材料費（自園調理に係る食材料費に限る。）

559円×年間在籍児童数（令和6年4月から令和7年3月までに在籍する児童の合計人数）

(2) 燃料費（児童の送迎バスの運行に係るものに限る。）

9,000円×送迎バスの所有台数

4 補助対象期間

令和6年4月から令和7年3月まで

5 予算額

(1) 歳入

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	20,000千円
---------------------	----------

(2) 歳出

保育施設運営事業者事業継続支援金	23,488千円
------------------	----------

エデュケーション・アシスタント配置事業概要

1 目的

担任の業務を補佐するエデュケーション・アシスタント（会計年度任用職員（月額））を配置し、授業の質の向上、教員の負担軽減及び学校の組織体制の充実を図ることを目的とする。

2 対象校

市立小学校 9 校

3 配置

各校第 1 学年から第 3 学年までを対象に 2 人を配置

4 事業開始日

令和 6 年 9 月 1 日

5 主な業務内容

(1) 学年・学級の経営上必要な業務全般の補助

家庭への連絡文書及び調査資料の作成補助、提出物の集約、来客対応並びに出欠確認に係る保護者との連絡・取りまとめ

(2) 子どもからの相談対応や登下校時の見守り

子どもの観察及び対応並びに子どもに関する情報共有を行う学年打合せへの出席

(3) 学習・生活指導の補助

教材の準備及び学習・給食・清掃等の指導補助

(4) その他

学校行事の運営及び地域等の外部連携に係る業務補助等

6 予算額

(1) 歳入

エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金

29,815 千円

(2) 歳出

ア エデュケーション・アシスタント会計年度任用職員報酬

24,734 千円

イ その他（職員手当等）

5,081 千円

学校給食費補助金事業概要

1 目的

物価高騰による学校給食費への影響等が懸念されていることから、これまでどおりの栄養バランスや量を保てるよう子育て世帯を支援し、保護者負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施に資することを目的とする。

2 補助対象

(1) 対象校

市立小・中学校

(2) 対象期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

(3) 補助額

ア 小学校 1食当たり42円

イ 中学校 1食当たり48円

3 補助額の根拠

給食の代表的な献立において、現時点の食材費調達額による1人当たりの平均積算額を試算し、現行の保護者負担額との差額を1食当たりの補助額とする。

	現行の1食当たり の保護者負担額 (A)	現在の食材費調達額 による1食当たりの 平均積算額 (B)	差額 (B) - (A)
小学校 (中学年)	278円	319.5円	41.5円
中学校	333円	380.2円	47.2円

※ 差額の円未満を切り上げ、1食当たりの補助額とする。

4 予算額

(1) 歳入

ア 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 15,808千円

イ 公立学校給食費負担軽減事業補助金 25,269千円

(2) 歳出

学校給食費補助金

ア 小学校 35,965千円

イ 中学校 14,575千円

5 令和6年度学校給食標準献立1食当たりの給食費 積算表

(1) 小学校(中学年)

(単位:円)

	標準献立内容	1食当たりの試算額	1食当たりの保護者負担額(278円)との差額
1	牛乳、ジャージャー麺、中華風卵スープ、清見オレンジ	292.7	14.7
2	牛乳、ミルクパン、鮭フライ、ゆで野菜、コーンチャウダー、清見オレンジ	331.3	53.3
3	牛乳、カレーライス、コールスローサラダ、いちご	352.6	74.6
4	牛乳、ご飯、肉じゃが、小松菜とねぎのみそ汁	301.4	23.4
平均		319.5	41.5

(2) 中学校

(単位:円)

	標準献立内容	1食当たりの試算額	1食当たりの保護者負担額(333円)との差額
1	牛乳、ジャージャー麺、中華風卵スープ、清見オレンジ	355.5	22.5
2	牛乳、ミルクパン、鮭フライ、ゆで野菜、コーンチャウダー、清見オレンジ	409.4	76.4
3	牛乳、カレーライス、コールスローサラダ、いちご	395.9	62.9
4	牛乳、ご飯、肉じゃが、小松菜とねぎのみそ汁	359.8	26.8
平均		380.2	47.2

※ 給食の代表的な献立に係る1食当たりの平均積算額を試算し、現行の保護者負担額との差額を積算した。

※ 1食当たりの平均積算額に、現時点の食材費調達額の単価を用いて算出した。

※ 小学校は、平均的な中学年で積算した。

6 類似団体・近隣市における給食費(物価高騰分のみ)の補助状況

	予算措置時期	算定方法
小金井市	6月補正 (令和6年7月から)	給食費の約14.8%
A市	当初予算 (令和6年4月から)	1食当たり30円を補助
B市	当初予算 (令和6年4月から)	給食費の約15%
C市	当初予算 (令和6年4月から)	給食費の約20%
D市	当初予算 (令和6年4月から)	給食費の約12.4%
E市	当初予算 (令和6年4月から)	給食費の約8%
F市	当初予算 (令和6年4月から)	給食費の約15%
G市	当初予算 (令和6年4月から)	給食費の約15.4%
H市	当初予算 (令和6年4月から)	給食費の約6.7%
I市	当初予算 (令和6年4月から)	給食費の約19.6%

※令和6年4月16日時点の調査による。今後変更の場合もあり。

議案第 33 号

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員江村利明が令和 6 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、後任を選任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 野 田 聖 子

年 齢 60歳

職 業 弁護士

議案第 33 号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 の野 だ田 せい聖 こ子

年 齢 60 歳

職 業 弁護士

学 歴

昭和 61 年 3 月 一橋大学法学部卒業

職 歴

昭和 61 年 4 月 株式会社阿波銀行入行

平成 4 年 12 月 同行退行

平成 9 年 4 月 最高裁判所司法研修所司法修習生

平成 11 年 4 月 最高裁判所司法研修所修了

平成 11 年 4 月 永沢総合法律事務所入所、現在に至る。

そ の 他

平成 8 年 10 月 司法試験合格

平成 11 年 4 月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)

平成 20 年 6 月 公益財団法人交通遺児育英会評議員となり、現在に至る。

平成 24 年 5 月 社会福祉法人日本点字図書館監事となり、現在に至る。

平成 30 年 6 月 株式会社阿波銀行社外取締役監査等委員となり、現在に至る。

令和4年 4 月 武蔵野簡易裁判所民事調停委員となり、現在に至る。

令和5年 4 月 一橋大学法科大学院特任教授となり、現在に至る。

賞

罰

な

し

議案第34号

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市監査委員（識見を有する者）の選任に関し同意を求める。

令和6年5月30日提出

小金井市長 白 井 亨

（提案理由）

監査委員重永邦敏が令和6年7月27日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市監査委員に、次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 重永 邦敏

年 齢 73歳

職 業 税理士

議案第34号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 しげ なが くに とし
重 永 邦 敏

年 齢 73歳

職 業 税理士

学 歴

昭和51年3月 神奈川大学第二法学部法律学科卒業

職 歴

昭和44年4月 国税庁東京国税局に入庁
昭和45年5月 国税庁東京国税局横浜中税務署
昭和48年7月 国税庁東京国税局神奈川税務署
昭和52年7月 国税庁東京国税局雪谷税務署
昭和53年7月 国税庁東京国税局雪谷税務署 国税調査官
昭和56年7月 国税庁東京国税局世田谷税務署 国税調査官
昭和60年7月 国税庁東京国税局麴町税務署 国税調査官
昭和63年1月 国税庁東京国税局麴町税務署 上席国税調査官
昭和63年7月 国税庁東京国税局武蔵府中税務署 上席国税調査官
平成2年7月 国税庁東京国税局新宿税務署 上席国税調査官
平成4年7月 国税庁東京国税局立川税務署 上席国税調査官
平成6年12月 同庁を退職

平成 7 年 5 月 税理士事務所開設
平成16年 7 月 小金井市監査委員となり、現在に至る。

そ の 他

平成 7 年 5 月 税理士の資格取得

賞 罰

平成29年 8 月 監査事務功労者総務大臣表彰
平成29年10月 東京都功労者表彰（地域活動功労）

議案第 35 号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「もしくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第69条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

付則第8条を次のように改める。

第8条 削除

付則第18条の2中第14項を第16項とし、第13項を第15項とし、第12項を第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

付則第18条の2中第11項を第12項とし、第6項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第69条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第24条第1項の改正規定、付則第8条の改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例第24条第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 3 5 号資料 1

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 改正内容

- (1) 公益信託の見直しに伴い、規定の整備を行う。（市民税関係。法第 3 1 4 条の 7、条例第 2 4 条第 1 項、条例付則第 8 条）
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する一定の特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）の用に供する設備に適用する課税標準の特例として市町村の条例で定める割合を 7 分の 6 とする。（固定資産税関係。法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号、条例付則第 1 8 条の 2 第 6 項）
- (3) 都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）に規定する一定の一体型滞在快適性等向上事業の用に供する土地、家屋及び償却資産に適用する課税標準の特例として、市町村の条例で定める割合を 2 分の 1 とする。（固定資産税関係。法附則第 1 5 条第 3 8 項、条例付則第 1 8 条の 2 第 1 4 項）
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる規定は、当該(1)及び(2)に定める日から施行する。

- (1) 第 6 9 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 4 条第 1 項の改正規定、付則第 8 条の改正規定及び 4 (1) の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日
(付則第 1 条)

4 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における 3(2)に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例第 24 条第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 9 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（付則第 2 条）

(2) 固定資産税に関する経過措置

ア 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の法（(2)イにおいて「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

イ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（付則第 3 条）

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(寄附金税額控除) 第 2 4 条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市民の福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定する特例控除すべき額(当該前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 2 0 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) } 省略 (8) } (9) <u>所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (10) 省略 2 省略 第 6 9 条 法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 もしくは第 1 2 号の固定資産又は同項第 1 6 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようと	(寄附金税額控除) 第 2 4 条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金もしくは金銭(市民の福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 2 0 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) } 省略 (8) } (9) <u>所得税法第 7 8 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> (10) 省略 2 省略 第 6 9 条 法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 もしくは第 1 2 号の固定資産又は同項第 1 6 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようと	公益信託の見直しに伴う規定の整備

する者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。	する者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。
(1) } 省略 (6)	(1) } 省略 (6)
付 則	付 則
(公益法人等に係る市民税の課税の特例)	(公益法人等に係る市民税の課税の特例)
第8条 削除	第8条 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項規定の削除

から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2
2
3
4
5

省略

6 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

7 省略
8 省略
9 省略
10 省略
11 省略
12 省略
13 省略

14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 省略
7 省略
8 省略
9 省略
10 省略
11 省略
12 省略

第18条の2
2
3
4
5

省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

固定資産税の
課税標準の特
例に係る条例
で定める割合
の規定の新設
項の繰下げ
同上
同上
同上
同上
同上
同上
固定資産税の
課税標準の特
例に係る条例

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第69条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第24条第1項の改正規定、付則第8条の改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日
の属する年の翌年の1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例第24条第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産

	税については、なお従前の例による。 2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
--	--

議案第 36 号

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第1条の3を付則第1条の4とし、付則第1条の2の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

第1条の3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

付則第13条中「第34項」の次に「、第38項」を加える。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 36 号資料 1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）等の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。）。。

2 改正内容

- (1) 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に規定する一定の一体型滞在快適性等向上事業の用に供する土地及び家屋に適用する都市計画税の課税標準の特例として、市町村の条例で定める割合を 2 分の 1 とする。（法附則第 15 条第 38 項、条例付則第 1 条の 3）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。（付則第 1 条）

4 経過措置

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。（付則第 2 条）

小井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
付 則 (法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合) 第 1 条の 3 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 1 条の 4 省略 第 1 3 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 3 2 項、第 3 4 項、第 3 8 項もしくは第 4 5 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「もしくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 5 条の 3 までもしくは第 6 3 条」とする。 付 則 (施行期日) 第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 第 2 条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。	付 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 1 条の 3 省略 第 1 3 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 3 2 項、第 3 4 項もしくは第 4 5 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「もしくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までもしくは第 6 3 条」とする。	課税標準の特例に係る条例で定める割合の追加 条の繰下げ 引用条項の整備

議案第 37 号

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙
のように改正する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものがあります。

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第25号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 37 号資料

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(職員) 第 29 条 省略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 (法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね <u>15 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25 人</u> につき 1 人 3 省略 (職員) 第 31 条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 (法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね <u>15 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25 人</u> につき 1 人 3 省略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第 44 条 省略	(職員) 第 29 条 省略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 (法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね <u>20 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30 人</u> につき 1 人 3 省略 (職員) 第 31 条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 (法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね <u>20 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30 人</u> につき 1 人 3 省略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第 44 条 省略	職員配置基準の変更 同上

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第1項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 省略 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第1項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 省略	付 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44
--	--

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第1項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 省略 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 省略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第1項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 省略	職員配置基準の変更 同上
--	----------------------------

条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。		
--	--	--